

▼○副議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二であります。ただいまより一般質問を行いますので、知事を始め執行部の真摯な御答弁をよろしくお願ひをいたします。

最初に、児童虐待について伺います。

そもそも児童虐待というのは、被害者が幼く、生活の全部を加害者に依存しており、また学校や病院などで教師や医師が虐待を発見しても、親権を盾に介入を拒むなど、被害者が泣き寝入りをする場合などが多く、虐待件数そのものは、虐待が近年急増したととらえるのか、虐待の告発及び発見の件数がふえているだけで実際の虐待数と無関係ととらえるべきなのか、今でも論争が存在するといいます。そのような議論の中で、島根県内の児童相談所あるいは市町村の児童家庭相談窓口等で受け付けをした児童虐待相談件数など、児童虐待の実態についてはどのような状況なのか伺います。

児童虐待は、いまだ全国各地で肉親によって子どものうとい命が奪われるなどの悲惨な事件もテレビや新聞等で大きく取り上げられており、この問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっております。そのため、児童虐待の防止等に関する法律、いわゆる児童虐待防止法が平成12年度に、深刻化する児童虐待の予防及び対応方策とするために制定され、この法律が施行された11月を、平成16年から児童虐待防止推進月間と定められ、この期間中に島根県や県内の各市町村では児童虐待問題に対する社会的関心を喚起するとともに、児童虐待に対する正しい理解を促進するための広報や啓発活動を重点的に実施してきております。

ちょうど2年前の11月定例会で児童虐待問題について質問をさせていただきましたが、児童虐待には一般に殴る、ける、食事を与えないなどの身体的虐待と、病気になってしまって受診させない、学校に行かせないなどの保護の怠慢、拒否など、すなわちネグレクトと、わいせつ行為や性的対象に対する性的虐待及び一方的な恫喝や言葉の暴力による心理的虐待の4種類に分けられ、虐待は1種類ではなく重複していると言われております。

また、私が所属しております日本小児歯学会は、乳幼児の歯科健診のみならず、日常の小児歯科健診における児童虐待の早期発見のための児童虐待防止対応ガイドラインを策

定しております。もちろん口腔が専門ですから、先ほどの4種類すべての虐待を発見することはできないわけですが、その中でも正当の説明のない歯の動搖や破折であったり、必要な歯科治療を受けさせないことによる多数歯にわたる虫歯や歯肉腫脹など、保護者としての監護を怠っているデンタルネグレクトや、口腔内及び口唇の裂傷や顔面のあざなどにより身体的な虐待を発見する可能性が高いと考えられております。

このような観点から、当時の健康福祉部長が、歯科医師会や歯科衛生士会と連携して、虐待予防の視点を盛り込んだ乳幼児歯科保健指導マニュアルを作成すると答弁されているところであります。そのため、既に昨年度に島根県乳幼児歯科保健支援マニュアルとして策定されたと聞いておりますが、島根県乳幼児歯科保健支援マニュアルを活用した取り組みや、特に歯科関係者を含む医療関係者との今後の連携方法について伺います。

次に、児童生徒の安全・安心についてお尋ねいたします。

昨年10月に発生した、島根県立大1年生、平岡都さん死体遺棄事件以来、安全・安心に対する関心が高まり、県内各地に県や各市町村等の補助を受けて、防犯灯の設置が行われております。言うまでもなくこの事件は、アルバイトを終えてから、深夜暗い道路を学生寮まで歩いて帰る途中に何らかの事件に巻き込まれてしまったとのことであり、いまだ社会のどこかで何事もなく暮らしていると思われる犯人に対して非常に憤りを感じるとともに、一刻でも早い犯人逮捕を望むところであります。

この事件において、帰り道の防犯灯が整備され十分な視認性があったら、このような痛ましい事件が発生しなかったかどうかは何とも申し上げられませんが、一方では、夜間不特定多数の歩行者が通行する生活道路や暗くて通行に支障がある場所においては、歩行者の安全を確保し、さらに犯罪を試みようとする者にとって、防犯灯を設置してある場所が多いほど防犯意識が高い地域であると理解し、このことによって結果的に犯罪発生率が低下する防犯上の効果は十分有していると考えております。

そこで、お尋ねいたしますが、県においては昨年の浜田の事件を契機に、緊急に平成21年から23年度事業として防犯環境づくり交付金事業を始められましたが、これまでの市町

村からの防犯灯の設置要望の状況と、その対応について伺います。

このような集中的な整備はまだ始まったばかりで、県内各地域によってかなりの温度差があるのは重々承知しておりますが、せっかく事業創設していただきましたので、まずはこのような事業があることを再度各市町村へ周知していただくことを要望いたします。

ところで、特に高校においては通学経路が多岐にわたり、いまだに多くの危険箇所が存在するため、非常に危惧しておりましたが、残念ながら、つい最近出雲市内において、クラブ活動帰りの高校生が帰宅中に暗い公園へ連れ込まれそうになった事案が発生しております。また、特に今の時期、日の入りが16時台に入つて、クラブ活動の有無に限らず、児童生徒が帰宅する通学路は暗くて危険な夜道となり、地域総出の青色防犯パトロール隊や地域見守り隊が、学校側あるいはPTA側と連動して児童生徒の安全を確保していただいているますが、その状況はまだまだ十分とは言えないように思っております。

実際、児童生徒に行った通学路で防犯に気をつけているかどうかのアンケート調査では、気をつけているより、余り意識していないほうが多いという結果が出ており、その理由に、気をつけないといけないとは思うけど、何に気をつけていいのかがいまいちわからないとか、私はそんなこと全然気にしたことありません、まさか自分がって思ってる、あるいは私の学校の校区では事件がまだ起きていないため、自覚が余りないからなど、このように余りにも警戒心が少ないようと思われます。

このような状況の中、県は平成21年11月9日付で各市町村教育委員会に対して、幼児、児童生徒の安全確保に努める文書を発出しております。しかし、いまだに学校でのPTAの集まりの席で、通学路の再チェックを早急に実施する必要があるとの声を聞いておりますが、県は、小中学校の児童生徒の通学路における危険箇所、また通学路が多岐にわたる高校における危険箇所の状況をどのように把握し、またその対策についてどのように考えるのか伺います。

次に、高齢者医療制度についてお尋ねいたします。

私は、後期高齢者医療制度が導入される前の2月定例会で、その財源構成や保険料負担額の増減、あるいは市町村事務量の増大など

について質問させていただき、行政として今回の老人医療制度が変更となる場合に、十分過ぎるぐらいその内容を熟知し、少しでも多くの想定される不安材料を払拭することが重要であるとの思いを発言させていただきました。

この平成20年4月に導入された後期高齢者医療制度は当時から批判が集まり、御承知のように、同じ年に民主党、社民党、共産党及び国民新党から成る当時の野党4党から後期高齢者医療制度廃止法案が提出され、参議院で可決したものの、送付された衆議院では解散総選挙によって結果的に廃案となっております。

また、昨年9月に民主党政権が誕生し、当時後期高齢者医療制度廃止法案を提出した立場上、早期に高齢者医療制度改革を行うとしておりましたが、自治体や医療関係者の反対が強い旧制度復活は現実的ではない、あるいは後期高齢者医療制度にかわる案がないため、時間をかけて新制度を策定して移行する方針を固めたため、後期高齢者医療制度廃止は当面先送りとなり、この制度が維持されている状況にあります。

そのような状況の中で、ようやく先般、後期高齢者医療制度の問題点を改め、その利点を残し、さらに後期高齢者医療制度の廃止を契機とした国民健康保険の広域化を実現するための新制度の中間取りまとめが発表されました。また、高齢者及び現役世代にとって、現制度と比較してのメリット、デメリットについて、県はどのように考えているのか伺います。

また、現行の後期高齢者医療制度を廃止し、新たな高齢者医療制度を議論する高齢者医療制度改革会議は、本年12月に最終的な取りまとめを行うとしておりますが、基本的な部分である財源構成や運営主体に決定打が打たない状況にありながら、今後のスケジュールとして、平成23年の通常国会に法案提出し、会計処理の都合上、平成25年3月から新たな制度開始が予定されておりますが、今後、紆余曲折も予想されているところであります。

先般の高齢者医療制度改革会議では、75歳以上の高齢者のうち、会社員等として働いている方々と被扶養者は企業の健康保険組合など被用者保険への加入とし、それ以外の方々は国民健康保険に入ることなどがスキームの

中心としております。具体的には、1,400万人の75歳以上の高齢者のうち、約1,200万人は国保に加入し、残りの約200万人は被用者保険に移行することとしており、さらに国民健康保険は高齢者と現役世代とを財政を区分して運営することになります。しかし、民主党は後期高齢者医療制度が導入された当時、高齢者の年齢区分について、うば捨て山などと罵声を浴びせていましたが、結局新しい制度でも75歳以上の高齢者を区別する枠組みは継続されることになるわけあります。

また、この中間取りまとめでは、保険財政の安定化、保険料の平準化の観点から国民健康保険の広域化を目指し、全年齢を対象に都道府県単位化を図るとの方針を示しており、先日の改革会議でも、市町村が参加する広域連合ではなく都道府県が適切との結果となっております。しかし一方で、全国知事会は市町村による広域連合を強く主張し、今後知事会の中での議論の行方もありますが、現時点では都道府県が保険者となるのは適切でないとしております。

そこで、制度の先行き不透明な部分もありますが、国民健康保険を都道府県が運営することに対して、知事はどのようなお考えを持っておられるのか伺います。

さて、現在の高齢者医療制度は、約10年間をかけ、自民党を主体として十分な議論のもとで決定されたもので、私は今回の制度改革は拙速であり、矛先がダッヂロールしている状態そのものと考えております。また、私としてはせっかく定着した今の制度をなぜ変える必要があるのかという思いが強く、同時に、2年前の制度改革で大変な事務量に圧迫されてきた市町村職員の姿を思い出すと、やりきれない気持ちでいっぱいになります。できれば現行制度を続け、不備な点を改善していくのが最善の選択肢ではないかとも思っているところであります。

次に、ひきこもり対策についてお尋ねいたします。

ひきこもりの定義を聞いたところ、人がある程度狭い生活空間の中に退避し、社会参加をしない状態が6カ月以上にわたり失われてしまっている状態のこと。具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、就学や就労など行わない状態、あるいはそのような状態に陥ってる人のこと、とのことであり、その背景には統合失調症や不安障がいなどの精神疾患、発達障がい並びにパーソナリティー

障がい等があると言われております。また、ひきこもりは病名ではなく、一つの行動や社会適応状態をあらわしており、それは不登校と同様に、生物学的因子の強いタイプから心理社会的因子の強いタイプまで多種多様であり、ごく普通の人でも陥る可能性があります。しかし、一度ひきこもりに陥ると、そこからの回復は年齢、性別や環境条件などによって異なり、特に大人とされる30歳を過ぎた方にとっては、社会参加へのプロセスは大変な困難を伴うことになります。

以前、ひきこもりは若者の問題であると考えられており、不登校問題と同一視されてきた経緯があります。もちろんひきこもりと不登校とは全く別なものですですが、支援対象者は10代を中心とした児童生徒の場合がほとんどであり、本県においては不登校の児童生徒を支援する対策として、教育支援センター、いわゆる適応指導教室やN P Oが運営するフリースクールなどの居場所をつくる制度を創設したり、学校に連絡調整員を配置して、児童生徒並びにその保護者と話し合いをしていろいろな支援をしていくなど、教育庁の施策として多少なりとも充実しているように思っております。

しかし一方で、ひきこもりの長期化や社会に出た後にひきこもりになってしまうケースから、どちらかといえば30代、40代の年齢層が増大しており、全国引きこもりK H J親の会の調査では、ひきこもりの平均年齢は30歳を超えていたとの結果もあります。この年齢層は、まずもって数の把握が難しいことや、さらに支援の方法も限られてしまうこと、支援団体でも支援対象者に年齢制限を設けている場合もあり、親も老年期に入っているなどの理由から対応が行き詰まってしまう場合が多く、またそれぞれの支援団体では、支援内容が児童生徒を想定したものとなっており、家族が相談に訪れても年齢を理由として支援を拒否されることがあるとのことがあります。

このひきこもりについては、本人だけではなく、家族をも巻き込んで周囲に大きな影響を与えてしまうため、ひきこもりを解決しようと試行錯誤を繰り返した末に家族自身が疲労こんぱいしてしまい、本人との関係が硬直化して、行き詰まったように思っている家族も少なくありません。そうした中で、厚生労働省においては、このひきこもりと精神疾患に関する実態把握と研究ということを進めら

れ、ひきこもりの評価、支援に関するガイドラインを作成されたとのことであります。このガイドラインには、ひきこもりの長期化を防ぐための視点として3つあり、1番目には、身近な地域にあるひきこもりに対する支援機関をふだんから住民向けに広く周知しておくこと、2番目は、家庭への訪問を行うアウトリーチ型支援をタイミングよく開始すること、3番目には、家族がひきこもりの本人に来談、受診を説明しやすくなるようなアドバイス、ガイダンスを継続することというようなことがポイントとなっております。

そこで、ひきこもりは長期化することが多く、中には精神疾患が疑われるケースが多いと言われておりますが、島根県においてはどのような状況なのか。また、ひきこもりの原因をどのように考え、またその対策について島根県はどのように考えているのか、あわせて伺います。

次に、県西部における野菜の活用についてお尋ねいたします。

先般、益田市において安心でおいしい地元野菜をもっと使いたい料理人と積極的に活用してもらいたい農業者の双方が、お互いに要望を語り合う意見交換会が開催されております。地産地消が提唱されてかなりの歳月が経過しておりますが、このような料理人と農業者との連携は意外と今までなかった組み合わせであり、この意見交換会の中では、立場は違えども地場産へのこだわりは同じとの共通認識を確認したようあります。さらに、それとは別に、石見地域ならではの地域の食を、地場産に関心のある食品関係者などへ紹介する博覧会も開催されており、このような取り組みは地産地消の推進、とりわけ地場産品の着実な活用拡大につながる有効な手法であると考えております。

言うまでもなく、益田地区はトマトやメロン、ブドウといった施設園芸が盛んな地域であり、地元スーパー側も地場産品を積極的に活用する意向を強く持っておられ、市内青果市場を核とした地産地消を推進する組織も存在しております。また、本県の取り組みとして、フードマイレージの考え方を導入し、県民の環境に対する意識の高まりと相まって、地産地消の拡大につなげることが重要と考え、益田地域の飲食業界等を対象としたフードマイレージを使っての地産地消促進のための研修会等や、産地ツアーや、地産地消フェアを開催するなど、益田市を中心とし

た県西部圏域における地産地消促進に対する機運醸成を図っているところであります。

しかし、私としてはまだまだ意識の育成が足らないような気がしておりますが、食と農は切っても切り離せないものであり、地産地消が経済的側面だけではなく、高齢者に福祉的恩恵をもたらすことを考慮すると、そのきずなづくりに関しては最大限の施策をもって対応すべきと考えております。したがって、県としてもこのような地域における取り組みを積極的に支援することによって、地場産品の地域内活用や地域を超えた島根県産品の県内活用を促進すべきと考えますが、島根県の見解を伺います。

最後に、萩・石見空港について伺います。

萩・石見空港問題について質問いたしますのは今回で3回連続となりますが、県政に関してさまざまな課題があるのを承知で、このように今回も質問いたしますのは、この問題は地元にとって大きな関心事であるとともに、全県の立場から見ても非常に重要な問題と認識しているからであります。

今まで質問の中で申し上げましたとおり、萩・石見空港における航空路線は、高速道路を始めとする高速交通体系が十分整備されていない島根県西部地域、特に益田圏域にとって、生活、産業、経済活動、観光、文化など、さまざまな分野における人と物の交流に不可欠な交通インフラであります。しかしながら、去る5月24日にANAから、来年1月5日以降の大坂線運航について休止するとの通知を受けて以降、県と地元益田市の各6月議会で承認された補正予算などをもとに、萩・石見空港利用拡大促進協議会が緊急対策事業を組み、運航再開を目指して80%の高い利用率目標を掲げ、懸命の努力をしてまいりました。

また、県においては、これに呼応する形で観光振興に係る事業費も計上され、萩・石見空港利用促進を直接、間接的に支援していただいているところであります。また、このほかさまざまな形で支援いただいており、地元においても空港利用の意識が浸透し、8月以来、大阪線の利用率は目標としていました80%を超えており、個人運賃助成の制度が切りかえとなり利用率低下が懸念された先月も、80%超えは確実な勢いあります。このように、地元では県の支援もいただきながら結果を出しておりますが、いよいよ運休となる1月5日が近づき、果たして運航再開はな

るのか、あるいはならないのか、大変心配をし、不安感を持っている状況にあります。

そこで、運航再開に関するANAとの交渉は現在どのような状況であり、今後いつごろまでに決まるのか。また、県として萩・石見空港路線について何を目指していくのか、今後の取り組みの方針についてあわせて知事に伺います。

さらに、萩・石見空港の利用促進は、私の地元益田市だけでは、利用人口や観光対策などの面でいかんともしがたいのは明らかであります。そのため、先ほども申し上げましたとおり、空港利用拡大促進協議会が取り組む利用促進対策に加えて、誘客の基盤となる観光振興対策についても県や周辺市町が連携して、石見地域への訪問の動機を喚起する観光の魅力づくりなどに積極的に取り組んでおられるところであります。この観光客増加への取り組みは、大阪線の運航再開に向けてはもちろんのこと、東京線の安定的な利用者を確保する上でも、今後とも地元と一体となって考え、進めていかなければならぬ課題であり、石見地域の観光の活性化なくしては空港の利用促進はなし得ないと考えております。

また、観光客を誘客していく上で、津和野、アクアス、石見銀山など、石見地域の主要観光地を始め出雲地域、さらには山口や広島へも広域的に周遊してもらうための交通の確保といった観光面での利便性の向上も重要であります。

そこで、空港利用促進対策に呼応した観光振興対策の取り組みの状況について伺います。

以上で私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○副議長（岡本昭二）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答えをします。

最初は、国民健康保険を都道府県が運営することについてどのような考え方を持っているのかと、こういう質問であります。

議員が説明をされましたら、現在国において検討されている新たな高齢者医療制度は、現行の後期高齢者医療制度を廃止して、1つにはサラリーマン等として働く方やその被扶養者は、企業の健康保険組合など被用者保険に入ると。それ以外の方は市町村国保に移るというものであり、平成25年3月より制度を改正をすると。それによりまして、高齢者も

現役世代も同じ国保の制度に入るということであります。

多くの方々の加入先となります市町村国保におきましては、75歳以上の高齢者の財政運営について、これまでの後期高齢者医療制度と同様に、都道府県単位にしようというような内容であります。この都道府県単位の運営主体につきましては、国の改革会議、つまり高齢者医療制度会議では、やはり2つの意見が大きくてあったと思います。1つは、都道府県が運営主体となるべき、担うべきであると。運営を担うべきであるという意見が多数を占める一方で、慎重な意見もあったということでありまして、年末の最終取りまとめに向けて、引き続き検討するというふうにされていると理解をしております。

こういう動きに対しまして、11月末でありますけども開催された全国知事会におきましては、新たな高齢者医療制度の運営に都道府県が主体的にかかわっていくためには、幾つかの条件が必要だという主張を取りまとめて国に要請をしたと、こういうことあります。これまで知事会は、広域化を県内都道府県の中で図るにしても、広域連合が担うべきであって、都道府県そのものが担うべきでないということでありましたが、今回の知事会の意見では、ここら辺がまだはつきりはわからないわけでありますけども、主体的にかかわっていくためには幾つかの条件が必要ですよと、こういう主張をしておるわけですが、ここも都道府県自身が運営するのでいいのか、あるいは引き続き広域連合で行うのか、すっきりした仕分けができるわけじゃないように思います。

そういうことを申し上げた上で、どういうことを条件としているかといいますと、2つ条件があるようです。1つは、医療保険制度の最終的な責任者はやはり国なんで、国が財政面でより一層責任を果たさなければならないと、こういうのが1つです。2番目は、今の国保は非常に財政的にも厳しい市町村がありますから、市町村によりましては一般会計から法定外の繰り入れなどを随分国保会計にしておるわけです。そうすると、そういう法定外の繰り入れで国保会計が何とか運営をされてることになりますと、そういう構造的な問題を国がまず処理をしないといけないということを言っておるわけであります。

つまり、これまで高齢者医療は広域連合でやるにしても、都道府県がやるのと広域連

合がやるっていうのはやっぱり違いが生ずるわけです。広域連合がやるっていうことは、財政的な問題が起こった場合にはやっぱり市町村が、国保の市町村が受けざるを得ないと、こういうことになるわけですが、都道府県が運営主体になると、都道府県が責任を負って解決しなきやいかんと。都道府県も財政が豊かであるわけではないですね。それから、国が地方財政対策なんかでちゃんと対策をしないと、都道府県が広域化された国保を担うっていうことになってしまふ限界がありますね。そういう意味で、国がちゃんと財政的な責任を果たすということがなきやいけないと。これは正当な主張じやないかと思ひます。

やはり国保の市町村ですと財政の基盤が弱いですし小さいですから、もう結局国がやらざるを得ないっていうことになりますが、都道府県の場合だと、豊かなところもありますね。そうでないところもある。同じ都道府県っていっても物すごい差があるわけでありまして、そういう面で、都道府県が運営主体になるということについてはやはり国のちゃんとした財政的な仕組み、財政的に責任を持つという仕組みがないと、非常に難しいだろうなという感じがいたします。

いずれにしましても、国による最終取りまとめを受けまして、全国知事会では引き続き対応を検討していくことになると思いますが、国におきましては都道府県単位での円滑な運営が行えるよう、しっかりとした制度を行っていただきたいということあります。

それから次の問題は、萩・石見空港の問題であります。2点ございました。1点は、萩・石見空港大阪線の運航再開は一体どうなるのかと。現状はどうかということあります。

1月5日から大阪線が運航休止をするっていうのは決まっておって、3月末でしたか、それ以降また来年度の運航計画ができるわけですが、そのときに再開できないかっていうのが問題なわけであります。そのためには3月、来年上半期の運航計画が決定される前の段階で搭乗率を上げるとか、実績をつくって、来年上期の計画をつくる段階で話をしようっていうのが今の状況であります。どういうスケジュールになっておるかと申し上げますと、全日空では例年、新年度上期の事業計画を12月中に社内決定し、1月下旬に対外

発表をしておるようであります。したがいまして、このスケジュールの中で交渉を行っていくと、こういうことになります。

もう既に秋の段階から、機会があるごとに私も全日空の本社に行きました、担当の常務でありますとかあるいは社長でありますとかお会いをして、8月以降、大阪路線につきましては利用促進を地元とともに図ってきて、目標とした80%以上の利用率を達成しておりますと、ぜひこの点をよく考えてもらいたいということを申し入れておるわけであります。

それから、もう12月に入りましたから、11月の段階から事務的にもどうすんだか、いろいろ接觸をしております。しかし現在までのところ、全日空から運航を再開しようと、あるいはそれを示唆するような発言はありません。まだありません。具体的な回答は、そういう意味でないわけであります。厳しい状況にそういう意味で変わりありませんけども、早期運航再開を目指して全力を挙げていきたいというふうに考えておるところであります。

それから、大阪線を含め、萩・石見空港路線全体を一体どう考えておるのかというものが次の質問であります。

萩・石見空港の役割でありますが、やはり交通手段が整備されるっていうのは、地域の産業発展にとって欠くことのできない重要な条件であるというのが大前提にあるわけであります。交通は道路、海路、鉄道、そして空路といったものがあるわけですが、それぞれ特性を持っておるわけであります。西部ですと、道路、鉄道、空路っていうのが主要な交通手段でありますが、道路は高速道路がまだ十分整備されてないと。鉄道も非常に十分でない。それから空路も十分でないわけですけども、空路はやはり大阪とか東京といった大都市圏と短時間で結ぶっていう意味で特別な意味合いを持っておるわけであります。企業誘致あるいは観光振興ということになりますと、欠くことのできない交通手段だということだと思います。そういう意味で大阪路線の廃止につきまして、先ほど申し上げましたような地元とともに県も支援をしておると、こういうことであります。

それから、東京との間につきましては、過去において朝夕、たしか2便の時代があったわけでありますけども、近年は利用者数も減り、1便になっておると。1便ですと、大阪

路線があるときはこの2つ合わせて2便ですから、地上のサービス会社なんかの運営もある程度可能だったわけですけども、東京1便っていうことになると、地上サービス自身が運営ができなくなる。空港そのものが機能しなくなるおそれがあると。

それから、やはり東京便っていうのは非常に遠く、最も大きい人口の集積の地域と結ぶところですから、やはり2便にするようなことがないと役に余り立たないわけでありまして、そういう意味で、2便にするようにという要請も行ってきておりますが、これも羽田便のいろんな本数の制約がありますから、発着便の制約がありますから容易できませんが、東京便につきましても2便できるように利用促進をしておると。

やはり運賃補助といったようなダイレクトな補助っていうのは、異例な措置だと思います。やはり観光振興をする、あるいは産業振興をする、それに応じて人々が空路を利用するというふうにならなければならぬと。しかし、空路をふやすためには、路線をふやすためには、どういう手段であれ利用客がふえないと検討の俎上に上らないということがありますから、そういう意味で異例な措置がとられておるということですが、中長期的な課題として、この問題を取り組んでいかなければならぬだろうというふうに考えておるところであります。以上であります。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 月森環境生活部長。

[月森環境生活部長登壇]

▼○環境生活部長（月森憲三）▽ 市町村からの防犯灯の設置要望の状況と、その対応についてお答えをいたします。

防犯環境づくり支援事業は、昨年浜田で発生いたしました県立大学生の事件を受けまして、昨年度2月補正予算で制度化したものでございます。この制度は、市町村が通学路等の緊急性の高い場所へ新たに防犯灯を設置する場合に、その費用の2分の1を助成するものであります。事業期間は本年3月、予算を繰り越しておりますので、本年3月から平成23年度末までを事業期間としております。

市町村からは、住民の皆さんの防犯に対する関心が急速に高まったことを反映いたしまして、予想をはるかに超える要望が出されております。今年度の設置予定といたしましては、15の市町から約1,700灯の要望が出されております。これまでに既に約800灯の分の

交付決定を終えておりまして、市町村におきましては、順次防犯灯の設置が進められています。また、平成23年度分につきましても、現在10の市町から約1,100灯の要望が出されておりまして、これを全体で見ますと2カ年で約2,800灯、県の補助金の額としては約6,500万円程度が必要になるのではないかというふうに見込んでおります。

県といたしましては、この防犯灯の設置は地域ぐるみでの防犯パトロールなどの取り組みともあわせまして、住民の皆さんの安全・安心につながる必要な対策と考えております。今年度の要望分については既に所要額を全額確保しております。また、来年度の要望分につきましても所要額は確保できるよう努めまして、防犯対策の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 錦織健康福祉部長。

[錦織健康福祉部長登壇]

▼○健康福祉部長（錦織厚雄）▽ 児童虐待、高齢者医療保険、ひきこもり対策、以上3点につきましてお答えをいたします。

まず、県内の児童虐待の状況でございますが、児童相談所と市町村で受け付けました児童虐待に関する相談件数は、全国的には年々増加しておりますけども、本県におきましては平成19年度をピークに、若干の減少傾向にあります。平成21年度は重複分を除きまして251件となっております。このうち、児童相談所で受け付けました虐待種別ごとの相談内訳でございますが、身体的虐待が25.9%、性的虐待が4.3%、心理的虐待が50.4%、ネグレクトが19.4%となっております。また、主な虐待者は実父が48.2%、実父以外の父が14.4%、実母が32.4%、その他が5%となっております。また、被虐待児の年齢でございますけども、3歳未満が14.4%、3歳から就学前が23%、小学生が41%、中学生が15.8%、高校生その他が5.8%となっております。

また、島根県乳幼児歯科保健支援マニュアルについてでございますけども、平成21年度に作成をいたしておりまして、島根県歯科衛生士会や保健所が中心となりまして市町村の乳幼児健診に携わる職種を対象とした研修を行いまして、その活用の促進を図ったところでございます。このマニュアルには、児童に

に対する身体的虐待と、ネグレクトによる顔面や口腔、歯の損傷など歯科でよく見られる虐待の特徴や、児童虐待の早期発見のためのチェックリスト等も盛り込むなど、歯科保健従事者に対しまして虐待の防止や早期発見に理解と協力を求めております。

また、歯科医療関係者との連携についてでございますけども、昨年度、歯科医師や保健関係者を対象といたしまして、被虐待児の実態などについて学ぶ研修会を実施しております。児童虐待の早期発見や予防についての認識を深めていただいたところでございます。

今後、小児科、産婦人科、歯科などの関係医療機関に対しまして、児童虐待の早期発見と児童相談所への通報について、改めて協力を働きかけることとしております。特に、歯科の医療機関に対しましては乳幼児歯科保健支援マニュアルの活用を促していきたいと考えておりますし、一層の御協力をお願いしたいと思っております。

次に、高齢者医療制度についてでございますけども、現在国において検討されている新たな高齢者医療制度のスキームにつきましては、先ほど知事が申し上げたとおりでございますけども、高齢者も現役世代と同じ市町村国保や被用者保険に加入することとなります。国保に加入される75歳以上は都道府県単位であり、74歳以下は市町村単位となります。まだ確定していない部分はございますけども、おおむね決定している部分でメリット、デメリットを申し上げますと、メリットといたしましては、国保に移る高齢者の保険料の納付義務は世帯主となりますので、世帯主以外の高齢者につきましては納付義務がなくなること、また高額療養費の自己負担限度額が同じ医療保険内で一本化されますので、世帯によつては負担が軽減されること、また被用者保険に移ることとなる被扶養者については、保険料負担がなくなることといったことが考えられます。

一方で、デメリットとしては、これはメリットの裏返しという格好になるわけですが、国保に移る高齢者の保険料の納付義務が課される現役世代の世帯主にとっては保険料負担が重くなること、また被用者保険に移ることとなる被扶養者は保険料負担がなくなることから、不足分を現役世代で賄うことになるといったことが考えられます。いずれにいたしましても、高齢者の医療給付費を現役世代の保険料で支えていくに当たりましては、少子

高齢化の進行によりまして現役世代の人口が減少しております。現役の負担能力の限界がある中、国の責任におきまして、将来にわたり自立していくような制度を構築していくいただきたいと考えております。

次に、ひきこもりについてでございます。

まず、ひきこもりの状況でございますけども、ことし7月に公表をされました内閣府のひきこもりに関する実態調査、この調査によりますと、15歳以上39歳以下の年齢層におきまして、家からは出ない、それから、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける、これらの人を合わせた割合は0.61%でございます。この割合は、厚生労働省のひきこもりの評価支援に関するガイドラインにおける推計数0.5%にほぼ相当するというふうに考えられます。さらに、この数字、これらに、ふだんは家にいるが趣味の用事のときだけ外出する、こういう人が1.19%おいでになります、これを加えますと1.79%というふうになります。島根県に関する統計数値はございませんが、県立心と体の相談センターが実施をいたしますひきこもりの相談は、昨年度で50件でございました。過去5年間の合計では253件でございまして、その平均年齢は24.9歳となっております。

ひきこもりの原因と対策でございますが、ひきこもりの原因といたしましては、いじめや家族関係の問題などが挙げられることはございますが、厚生労働省の調査研究では、一つの原因でひきこもりが生じるわけではないことや、さまざまな精神障がいの関与などが指摘しております。また、不登校児が成人のひきこもりにつながる確率は10%から20%とされております。

本県におきましては、県立心と体の相談センターや保健所におきましてひきこもり相談を行つております。必要があれば専門の医療機関等を紹介をしております。また、心と体の相談センターにおきまして、家族がひきこもりについて理解をしたり対応方法などを学ぶ教室であつたり、共通の悩みを分かち合う集いを開催するとともに、本人が来所可能な場合には、集団活動を通じて自信の回復と社会適応の促進を図っております。

このほか、教育分野や労働分野においてひきこもりがちな児童生徒に、安心して過ごせる居場所を提供いたします。心のかけ橋支援事業や未就業者の若者への職業的自立を支援をいたします。しまね若者サポートステーシ

ヨンなどの取り組みが行われております。今後とも、福祉、教育、労働など県の関係部局がそれぞれ役割をしっかりと果たすとともに、市町村や民間の支援団体などとも連携しながら、効果的な支援を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 石垣農林水産部長。

[石垣農林水産部長登壇]

▼○農林水産部長（石垣英司）▽ 私からは、地場産品の地域内活用や地域を超えた県内活用の促進についてお答えいたします。

県内の各地域におきまして地場産品や県産品を活用する、いわゆる地産地消の取り組みは、これまで進められているところでございます。例えば、益田市の卸売市場やJAなどで構成されている地産地消ネット西いわみが毎年開催しております地産地消フェアなどのように、県内の各地で関係する機関が連携して取り組みが進められているところでございます。

また、食料の重量と生産地から消費地までの距離とを掛け算をして、食料移動に係るエネルギー消費をあらわすフードマイレージにつきまして、県西部では地元の旅館組合、市や町、関係団体などが研修会を開催いたしまして、生産と消費との距離をより近づけるような意識の醸成が図られております。

また、県では、生産者が売り込みたいと思う产品と、仕入れ担当者や料理人が欲しいと思う产品的情報を結びつける県産品展示商談会を毎年開催しております。県内産品の県内での活用を進めているところであります。今年度も大田市で3月16日に開催を計画しております。既に例年を上回る申し込みを得ているところであります。こういった取り組みを通じまして、22年産春トマトの県西部の卸売市場における取り扱いが前年に比べて1.6倍に拡大したり、県西部から東部への県内物流ルートができるなど、具体的な動きも出始めているところであります。今後も、市町村や関係団体等とともに地域団体の取り組みを支援するなどによりまして、双方の生産、消費、双方の出会いの場づくりに努めて、地場産品の地域内活用や県産品の県内活用を促進していきたいと考えております。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 小林商工労働部長。

[小林商工労働部長登壇]

▼○商工労働部長（小林淳一）▽ 私から

は、萩・石見空港利用促進対策と観光振興についてお答えします。

誘客の基盤となる観光振興対策につきましては、萩・石見空港利用拡大促進協議会が取り組む運賃助成などの利用促進対策に呼応して、地域や民間観光事業者の方と連携して実施してきました。具体的には、3つの柱で取り組んでおります。

1つは、石見地域の観光の魅力づくりであります。民間からの提案の観光客の体験メニューづくりなどに財政支援を行いまして、実際に旅行商品化につながっております。例えば浜田周辺で自然をテーマとしたツアーや企画し、大阪の観光専門学校の学生が来ていただいたというような実績も上がっておりまます。

2つ目の柱が、都市圏への情報発信と個人観光客の誘客の強化であります。東京、大阪で、石見銀山や神楽をテーマとして石見路講座や現地ツアーを実施しております。また、大手旅行会社のホームページや福利厚生代行企業の会員誌等を活用したPRと旅行商品づくりをしております。これもまた誘客につながっているところでございます。

3つ目の柱が、空港利用者の二次交通対策であります。個人客誘致のため、8月中旬からレンタカー料金割引の実施や、10月からは空港と浜田間の無料直行バスを運行しております。バス利用者の方のアンケート結果によると、浜田空港間の移動の利便性が向上すれば空港の利用をふやしてもよいとの回答が、約6割あったところです。いずれにしても、東京線の利用促進、また大阪路線の再開にとりまして、石見地域への観光客増加が重要であります。今後の航空路線の動向を見きわめながら、地域と連携し、機動的、柔軟に今後とも対応していく考えであります。以上です。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 今井教育長。

[今井教育長登壇]

▼○教育長（今井康雄）▽ 通学路におきます危険箇所についての御質問にお答えをいたします。

まず、小中学校の通学路の安全点検であります。実際に児童生徒が地域の人や警察官と一緒に通学路を歩きながら危険箇所を把握するなどして、ほとんどの学校、小学校は大体100%、それから中学校は8割でございますか、こういった学校でそういった安全点検を行っております。

また、登下校の安全を確保するために学校が防犯ブザーを配布をいたしましたり、保護者や地域の見守りボランティア、こういった人々と協力するなどの取り組みもなされてるところであります。

それから、高等学校でありますが、御質問にもございました通学路が広範囲にわたつてることもありまして、状況把握などの取り組みが難しい点がございます。そうした中において、学校がアンケート調査を行つて危険箇所の状況を把握をしたり、あるいはPTAと協力して市町村に防犯灯の設置を働きかけたりと、こういった事例がございます。こういった取り組みを県立学校の校長会でも紹介をいたしまして、PTAや地域と連携をいたしまして、生徒の安全確保についてより一層強化するよう指導に努めているところであります。

今後とも管理職の研修会などを通しまして、教職員の安全対策意識を高めること、あるいは学校の指導体制の充実、それから生徒自身の自分の身を守るための危険を回避する能力、こういったものを高めること、これら児童生徒の安全の確保対策に一層努めるよう指導してまいります。以上です。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 中島議員。

〔中島謙二議員登壇〕

▼○中島謙二議員▽ 教育長、1点だけ要望をいたしますけど、回答はよろしゅうございますが、今小中学校の危険箇所を全部把握したというぐあいにおっしゃっておられますけれども、こういった箇所をぜひ高校と共有していただきて、その情報が高校持っておれば、高校生はどこかの小中学校の出身者ですから、こういったことの取り組みをしっかりともう少しやっていただきて、ある程度の危険箇所をお互いに共有することは、地域ボランティアあるいはPTAとの連携の中で非常に重要になってくるというぐあいに私思っておりますので、ぜひその点お願いをして、これは要望でございますからよろしくお願ひいたします。

▼○副議長（岡本昭二）▽ 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

次の本会議は12月3日に開きます。

本日は、これをもって散会いたします。御苦労さまでした。

◆午後3時8分散会